

令和5年第2回

山都町議会定例会

提案理由説明書

令和5年第2回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

山都町全域において、田植えの時期を迎え、主力の夏秋野菜も、作業が本格化し、今年もいよいよ秋までの長い農繁期を迎えます。

全世界で猛威を振るった「新型コロナウイルス感染症」もようやく5月に感染法上の位置付けが2類相当から5類へと移行され、コロナ禍前の日常生活が戻りつつあります。

3月議会で報告したところでございますが、国民宿舎「通潤山荘」を経営しておりました、有限会社「虹の通潤館」が破産手続きを開始し、休館に追い込まれる事態となり町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしていることにつきまして、改めてお詫び申し上げます。

町民の皆様からは、「通潤山荘」の一日も早い再開を強く望む声が寄せられていますので、民営化による早期の再開を目指し、今年度における最重要課題のひとつとして、不退転の決意を持って取り組んでまいります。

一方、令和5年度は、九州中央自動車道において、早ければ年内に「山都通潤橋インターチェンジ」が開通する見込みとなり、去る5月10日には、総合運動公園の拠点となる体育館の上棟式も無事執り行われ、新しい「道の駅」の開業と合わせて準備を進めており、通潤橋周辺の再整備など山都町にとって大きな飛躍の年となることが期待されます。

また、令和4年度から新たな地域活性化の取り組みとして始めました「チャレンジ・応援！山都ラボ事業」において、10件の様々なプロジェクトが展開されております。

そのうちの取り組みとして、4月に男成神社の祇園大祭で「少女神楽」が4年ぶりに復活されました。

このような取り組みによって、山都町の素晴らしい資源を生かし、町民の皆様が誇りに思えるまちづくりを地域の皆様や山都町の取り組みに賛同いただける方々と、引き続き進めて参りたいと思います。

さて、町民の皆様には、これから梅雨の時期を迎え、災害が発生しやすい季節となります。

日ごろから気象情報に注意を払っていただき、万が一災害が発生した場合に備え、ご自分の「命を守る」ことを第一に考えた行動をとっていただきますようお願いいたします。

次に、今定例会に提案しております議案について、説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、報告7件、専決処分事項6件、補正予算4件、その他4件、同意19件、諮問1件  
合計41件です。

報告第1号から第4号は、地方自治法施行令第145条第1項に規定する令和4年度一般会計における継続費、同施行令第146条第2項の規定による令和4年度一般会計における繰越明許費、並びに、同施行令第150条第3項の規定などの規定による令和4年度一般会計における事故繰越し及び地方公営企業法第26条第3項の規定による令和4年度水道事業会計予算、それぞれにおける令和5年度への繰越計算書の報告です。

報告第5号から第7号は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告並びに地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例の規定により町が出資している法人について、その経営状況を報告するものです。

次に、議案第33号から第38号は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行い、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第39号から第42号は、令和5年度おける一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算です。

議案第43号から第44号は、工事請負契約の締結に関するものです。

議案第45号から第46号は、物品売買契約の締結に関するものです。

同意第6号から第24号は、山都町農業委員会委員の任命について同意を求めるものです。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めるものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。